

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きの日が休日には、その翌日)

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字牛飼二〇一の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百五十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年八月五日

鳥取県知事 石破 朗

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤崎町大字尾張字尾張谷三六四の二、三六四の八三、三六四の九一、字中ノ谷三六五の一から三六五の九まで、字一ノ谷三六六の一から三六六の六まで、字権現谷三六七の一から三六七の一三まで、三六七の一六、三六七の一七、字大谷平三六八、字ゾウヅ畠三六九の一から三六九の四まで、字ナキ谷三七〇の一から三七〇の三まで、大字太一垣字シコ谷東平五九九から六一五まで、字シコ谷六一六の二、六一六の一四、六一六の一五、六一六の一八から六一六の三八まで、六一六の五〇から六一六の七二まで、六一六の七五から六一六の八八まで、六一六の九〇から六一六の一一三まで、六一六の一一五から六一六の一四九まで、大字中村字大藤谷口長坂頭六四五の一から六四五の三まで、六四五の三二から六四五の七〇まで、六四五の七二から六四五の七八まで、六四五の

告示

鳥取県告示第四百五十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年八月五日

鳥取県知事 石破 朗

八二、字不動平六四六、字大藤大平六四七、六四八の一、字大藤仙谷六四九の一、六四九の二、字大藤谷奥西平六五〇、字大藤大平頭六五一、字本谷深谷頭六五二、字本谷東柳田六五三の一、字本谷奥六五四の一、六五四の二、字本谷深谷口六五七、字本谷口東平六五八、字本谷ノホソ六五九の一、六五九の二、字本谷狼谷平六五五の一、六五五の二、字本谷中東平六五四、六六五、字寺谷東平六七六から六七八まで、字寺谷西平六七九、六八〇の一、六八〇の二、字納谷頭七九三の二、大字山川字別所原七八〇、から七九二の七まで、字大徳谷頭七九三の二、大字山川字別所原七八〇、字助七谷七八一、七八二の一から七八二の三まで、七八三、七八四、字ワアキ谷七九一、字牛巻谷七九二の一から七九二の三まで、字岸ノ下西平通七九九、八〇〇の一、八〇〇の八から八〇〇の一三まで、字ススケ畠西平八〇一の二、八〇一の四から八〇一の一九まで、字精進川西平八〇四の二から八〇四の四まで、八〇四の六から八〇四の三七まで、八〇四の三九から八〇四の四五まで、字勝田川頭西平八〇七の二、八〇七の一九、字勝田川頭東平八〇八の一から八〇八の三まで、字ヨイコ谷八四一の一から八四一の三まで、八四一の三三から八四一の四三まで、字ヨイコ谷八四二の次一、八四二の次二、八四二の三、八四二の一七から八四二の一九まで、字炭原八四四の一、八四四の次一、字桂谷八四五、字奥田八四七から八四九まで、八五〇の一から八五〇の三まで、八五一から八六四まで、八六四の一、八六五、八六五の一、八六五の二、八六六、八六八から八七〇まで、大字大父字美濃海九九七の一、字大山家一〇一、三の二から一〇一三の六まで、一〇一三の一九から一〇一三の九九まで、

一〇一五から一〇二二まで、字三ノ谷一〇一五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を

鳥取県農林部林務課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年八月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字福永字奥山四五三の二から四五三の五まで、四五三の八、四五三の九、四五五の一から四五五の六まで、四五六の一、四五七の一、大字野田字和イ谷四七八、四七九、字金谷東平四八〇から四八

七まで、四八八の一から四八八の三まで、四八九から四九三まで、四九四の一、四九四の二、四九五から四九七まで、五〇〇、字金谷西平四九八、五〇一、五〇二、五〇四、五〇五の一、五〇五の二、五〇七の一から五〇七の三まで、五〇八の一、五〇八の二、字大谷東平五一の内第一、五一の二から五一の四まで、五一の七から五一の九まで、五一の一二から五一の一七まで、五一二、字大谷西平五六四の一、字金谷五六五の一から五六五の二〇まで、字笠野谷五六七の一、五六七の四八から五六七の七二まで、五六七の七九、大字大杉字市倉奥八〇の一から八〇一の三まで、八〇二の一から八〇二の三七まで、字大谷八〇三の三、八〇三の五八、八〇三の一五から八〇三の一二四まで、大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一一四四の一、字奥山次一東平一一四五の二、字奥山次一西平一一四六、字奥山ノ内西秋葉一一四七の一、一一四七の七、一一四七の八、字奥山ノ内中谷一一四八の一、一一四八の二、字奥山ノ内湯頭一一四九の一から一一四九の七まで、一一四九の二四、一一四九の二八から一一四九の三六まで、大字野井倉字間谷二、字中峯三から一三まで、字一向平ル六八八の三から六八八の二一まで、六八八の二五、六八八の二六、大字別宮字地貝谷口南平ラ六〇、字権現谷六四から六九まで、字権現谷口南見平ラ七〇から七五まで、七七、七八、字湯ノ谷七九から九二まで、字柄木谷九三から九六まで、字小谷九七、九八、字クルビ谷九九、字平林一〇〇から一〇三まで、一〇八、一〇九、字暮見谷一一〇の一、一一から一一三まで、字後井滝一一三から一二七まで、字松平一二七、大字三本杉字山川谷東平ラ一七五三の一、一七五四、字山川谷西平一七五七の一、一七五八の一、字富谷一七六五の一から七六五の五まで、一七六六の一から一七六六の五〇まで、一七六七の一

から一七六七の三二まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務及び東伯

町役場に備え置いて総覽に供する。)

昭和四十四年八月五日

鳥取県告示第四百六十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和四十四年七月二十五日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

鳥取県知事 石破 二朗

一 埋立ての免許を受けた者

鳥取県

二 埋立ての場所及び面積

鳥取市賀露町字漢ノ一、一八九の一〇二番地先から一、一六四の

117番地先より
117番地先より

111 理立ての田畠
物揚場の造成のため

四 埋立て工事の期限

昭和四十六年三月三十日

2 開催の方法

経験者課程（乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者）にあっては、昭和41年度から昭和43年度までに乙種又は丙種の狩猟免許を一回以上受けた者、甲種の狩猟免許を受けようとする者にあっては、昭和41年度から昭和43年度までに甲種の狩猟免許を一回以上受けた者）と初心者課程（経験者課程以外の者）に分けて行なう。

3 開催日時等

経験者課程

鳥取県教育委員会会議室第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年八月五日

鳥取県教育委員会会議室 第十一号

1 日時 昭和四十四年八月八日 午前十時三十分

1 場所 鳥取市東町 県教育委員会会議室

1 議題 1 現業職員の給付に関する規則の一部改正について

2 メモの件

公 告

昭和44年度狩猟者講習会を次のとおり実施する。

昭和44年8月5日

鳥取県知事 石 破 二 期

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとするもの。ただしこれは、昭和42年度又は昭和43年度の狩猟者講習会の受講者で、狩猟者講習会修了証明書を有するものは除く。

2 開催の方法

経験者課程（乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者）にあっては、

昭和41年度から昭和43年度までに乙種又は丙種の狩猟免許を一回以上受けた者、甲種の狩猟免許を受けようとする者にあっては、昭和41年度から昭和43年度までに甲種の狩猟免許を一回以上受けた者）と初心者課程

（経験者課程以外の者）に分けて行なう。

3 開催日時等

経験者課程

日 時 講習会場 受講対象者

9月2日 9時から 日野郡日南町生山 日野郡日南町山上、大宮、阿

尻緑及び多里地区に住所を有する者

" 13時から " 日野郡日南町石見、日野上及び福来地区に住所を有する者

" 3日 9時から 日野郡日野町根雨 日野郡溝口町及び江府町に住

所を有する者

" 13時から " 日野郡日野町に住所を有する者

" 4日 9時から 米子市鶴町 米子市鶴町のうち日米子市地区に

住所を有する者

" 5日 " " 境港市西伯郡中山町及び名和町に住所を有する者

鳥 取 県 報 告

		初心者課程			
日	時	講習会場	受講対象者		
" 13時から	"	西伯郡大山町、淀江町、岸本町、会見町、西伯町及び日吉津村に住所を有する者			
" 9日 9時から	八頭郡郡家町郡家八頭地方農林振興局会議室	八頭郡頭町用繩町及び佐治村に住所を有する者			
" 10日 "	"	八頭郡河原町及び郡家町に住所有する者			
" 13時から	"	八頭郡船岡町、八東町及び若桜町に住所を有する者			
" 29日 9時から	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	岩美郡国府町、岩美町、福部村、気高郡鹿野町及び青谷町に住所を有する者			
10月 1日 "	"	鳥取市のうち旧市内に住所を有する者			
" 13時から	"	鳥取市のうち新市内に住所を有する者			
9月 24日 9時から	倉吉市厳城町 倉吉地方農林振興局会議室	東伯郡三朝町及び泊村に住所を有する者			
" 25日 "	"	東伯郡賀金町、東郷町及び北条町に住所を有する者			
" 13時から "	"	東伯郡羽合町、並びに倉吉市糸手、北谷、高城、小鷲及び上小鷲地区に住所を有する者			
" 26日 9時から	"	倉吉市のうち日倉吉地区、上井、西郷及び上北桑地区に住所を有する者			
" 13時から	東伯郡東伯町浦安 東伯町中央公民館	東伯郡大榮町、東伯町及び赤崎町に住所を有する者			
10月 8日 9時から	倉吉市地方農林振興局会議室	前記の日程に受講できなかつた者及び再受講者			
11月 9日 9時から	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	"			

4 講習科目	初心者課程
狩獵に関する法令	日野郡日野町根雨 日野地方農林振興局会議室
狩獵鳥獣の判別	日野地方農林振興局管内に住所有する者
獵具の取扱い	米子市
5 講習時間	米子市地場農林振興局会議室
6 考査	米子 "
経験者課程は3時間、初心者課程は6時間とする。	八頭郡頭町用繩町
経験者課程、初心者課程とも講習終了後、引き続いて講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。	倉吉郡八頭町
7 受講申込方法	鳥取市東町 鳥取県庁講堂

所定の受講申込書に狩獵者講習手数料の額（経験者課程400円、初心

者課程700円)に相当する鳥取県収入証紙及び写真をはりつけて、受講日の5日前までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

6 受験願書等の提出先
鳥取市東町4丁目 鳥取県農林部農業指導課
7 その他
試験についての不明の点は、鳥取県農林部農業指導課に照会すること。

8 携行品

- (1) 受講申込書と引きかえに配布したテキスト
- (2) 筆記用具

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号)第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和44年8月5日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験期日

昭和44年11月18日から11月20日まで

2 試験場所

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

3 受験資格

条例第4条及び第5条による。

4 試験方法

条例第3条による。

5 受験願書の受付期間

昭和44年9月16日から10月15日まで(10月15日の消印のあるものは有効とする。)